

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」について

1. 趣旨

- 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」は、電子商取引、情報財取引等に関する様々な法的問題点について、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを明らかにすることにより、取引当事者の予見可能性を高め、取引の円滑化に資することを目的として、平成14年3月に策定されたものです（策定時の名称は「電子商取引等に関する準則」）。
- 学識経験者、総務省・法務省・消費者庁・文化庁などの関係省庁、消費者、経済界などの協力を得て、経済産業省が現行法の解釈について一つの考え方を呈示することにより、電子商取引、情報財取引等をめぐる法解釈の指針として機能することを期待しています。
- 近時は、例えば、ビジネス面では、新たな事業を開始するにあたってこの準則が参照され、新たな疑問点についての質問が経済産業省に寄せられるなどしており、また、消費者相談の現場では、この準則を研修や日々の相談業務で活用している他、相談者の側からも準則の記載内容を踏まえた相談が持ち込まれることがあるなど、準則は着実に一般に浸透しつつある状況といえます。
- この準則は、電子商取引、情報財取引等をめぐる取引の実務、それに関する技術の動向、国際的なルール整備の状況に応じて、今後も柔軟に改訂していく予定です。

2. 策定・改訂経緯

- ◆平成14年 3月 : 「電子商取引等に関する準則」策定
- ◆平成14年 7月 : 景品表示法に関する公取委からの発出通達に関する記述の追加等2項目
- ◆平成15年 6月 : インターネット・オークションに関する論点の追加等18項目
- ◆平成16年 6月 : 仲裁合意条項の有効性に関する論点の追加等14項目
- ◆平成18年 2月 : 民事訴訟法の改正に伴う論点の修正等6項目
- ◆平成19年 3月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」策定（改名）
越境取引に関する論点の追加等15項目
- ◆平成20年 8月 : SaaS向けSLAに関する論点の追加等7項目
- ◆平成22年10月 : 越境取引に関する論点の修正、特定商取引法、著作権法等の改正に伴う論点の修正等23項目
- ◆平成23年 6月 : ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正、未成年者による意思表示に関する論点の修正等23項目
- ◆平成24年11月 : ウェブサイトの利用規約の有効性に関する論点の修正、共同購入クーポンをめぐる法律問題に関する論点の追加等21項目
- ◆平成24年12月 : 第19回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
- ◆平成25年 6月 : 第20回産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会
- ◆ 7月 : パブリックコメント募集
- ◆ 9月 : 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」改訂

今般の準則の改訂内容

1. 改訂の概要

今般の準則の改訂では、①新たな裁判例に伴う修正、②法改正に伴う修正、に関して検討を行った。

具体的には、①新たな裁判例については、パブリシティ権に関する裁判例であるピンクレディー事件（最高裁第一小法廷平成24年2月2日判決（平成21年（受）第2056号事件））及び商標権侵害に関する裁判例であるチュッパチャプス事件（知財高裁平成24年2月14日判決（平成22年（ネ）第10076号事件））に関する修正を、②法改正については、著作権法改正に伴う修正を、それぞれ行った。

2. 新たな裁判例に伴う修正

(1) ピンク・レディー事件：（最高裁第一小法廷平成24年2月2日判決（平成21年（受）第2056号事件））

「Ⅱ-9 インターネットと肖像権・パブリシティ権等」について、当該判決を受けて、パブリシティ権侵害が成立するとされる「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合」の「専ら」の3類型について、追記・修正。その他、肖像権に関する判例等を追記・修正。

（準則 ii. 72-73 頁）

…ピンク・レディー事件最高裁判決においても、「肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるというべきである」とし、「専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為上違法となる」と判断して「専ら」基準を採用した。

そして、上記最高裁判決では、「専ら」基準において権利侵害が成立する次に掲げる典型的な三類型を提示している。

- ① 肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用する場合
- ② 商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付する場合
- ③ 肖像等を商品等の広告として使用する場合

上記の三類型のうち第1類型と第2類型は肖像等を「商品化」する場合であり、第3類型は、肖像等を「広告化」する場合をいうこととなる。表現行為、創作行為等に対する萎縮効果をできるだけ防ぐために、パブリシティ権侵害となる場面をできるだけ限定してこれを明確に示したものとすることができる。

最高裁判決では、肖像権もパブリシティ権も同様に人格権に由来するものとしつつ、パ

ブリシティ権は、肖像等それ自体の「商業的価値」に基づくものであると判断していることから、「精神的価値」とは明確に区分して「商業的価値」という人格の財産的側面のみを純化、抽出してこれを権利として構成し、限定的な保護を与えているものといえる。

(2) チュッパチャプス事件：知財高裁平成24年2月14日判決（平成22年（ネ）第10076号事件）

「Ⅰ-6 電子商店街(ネットショッピングモール)運営者の責任」、「Ⅱ-1 CGM(Consumer Generated Media) サービス提供事業者の違法情報媒介責任」について、モール事業者・ホスティング事業者の責任に関して、脚注にて当該判決を紹介。また、「Ⅱ-6 インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害」について、インターネット上の商標権侵害に関して、脚注にて当該判決を紹介。

(準則 i. 67、ii 3、ii 46)

なお、知財高判平成24年2月14日判時2161号86頁は、ネットショッピングモールの出店者によって出店ウェブページに展示された商品が第三者の商標権を侵害している場合、一定の要件を満たすときには、ネットショッピングモール運営者が商標権侵害の責任を負うことを、一般論として認めた（結論としてはネットショッピングモール運営者の商標権侵害に対する責任を否定）。

3. 著作権法改正に伴う修正

(1) 付随対象著作物としての利用(いわゆる「写り込み」)が、著作権侵害とならないとする規定（第30条の2関係）

「Ⅱ-10-3 著作物の写り込み」について、付随対象著作物の利用に関する記述を追記。

(準則 ii. 93 頁)

平成24年著作権法改正（平成24年法律第43号）により、いわゆる「写り込み」等に係る規定として、著作権法第30条の2が追加された。同規定は、写真の撮影等の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（写真等著作物）に係る撮影等の対象とする事物等から分離することが困難であるため付随して対象となる事物等に係る他の著作物（付随対象著作物）は、当該著作に伴って複製又は翻案することが侵害行為にあたらないことを明確にしたものとされている。

例1では、本来意図した撮影対象の背景として、小さくポスターが写り込んでいるような場合であれば、基本的には上記規定の適用により著作権侵害とはならないと考えられる。

- (2) 情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理(データの送信のためにファイル形式を変換する処理)が著作権侵害とならないとする規定の整備(第47条の9関係)

「Ⅱ-10-1 インターネット上の著作物の利用」について、インターネット上の著作物を無許諾で利用できる場合の類型として、データを整理等するために必要な複製行為等を追記。

(準則 ii . 78 頁)

②平成24年著作権法改正

インターネット上で複製等を不可避免的に伴うサービス開発・提供行為等に含まれる一定の著作物の利用行為等に関して、平成24年に著作権法が改正され、一定の場合に著作物を著作権者の許諾なく利用しても著作権侵害とならないことを定める権利制限規定が整備され、平成25年1月1日から施行されている。同改正により、インターネット上の掲示板、動画共有サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービスにおいて、ユーザーが投稿したコンテンツのファイル形式を統一化したり、データを整理等するために必要な複製行為について、無許諾で行うことが可能とされた(著作権法第47条の9)。

- (3) 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備(DVD等の暗号化技術についてもその回避を規制する規定)(第2条第1項第20号等関係)

「Ⅱ-7 ID・パスワード等のインターネット上での提供」、「Ⅲ-10 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア(体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等)の制限の解除方法を提供した場合の責任」について、技術的保護手段に関する記述を追記、修正。

(準則 ii . 53 頁)

…また、「技術的保護手段の回避」とは、著作権法第2条第1項第20号に規定する信号の除去若しくは改変を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)を行うことにより、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることとされている(著作権法第30条第1項第2号)。

- (4) 違法ダウンロード刑事罰化に係る規定の整備(第119条第3項関係)

「Ⅱ-3 P2Pファイル共有ソフトウェアの提供」について、違法ダウンロードに刑事罰の問題が生じることを追記。

(準則 ii . 18 頁)

…また、私的使用を目的とする場合であっても、それが権利者の許諾を得ずに自動公衆送信されているものであると知りながら音楽・映画などの録音物、録画物をダウンロードする行為は、他の権利制限規定で認められる複製に該当しなければ著作権又は著作隣接権の侵害に当たるものと解される（著作権法第21条、第30条第1項、第91条第1項、第96条、第98条、第100条の2、第102条第1項）。また、刑事責任の問題が生じる可能性もある（同法第119条第3項）。

4. その他軽微な修正

- 「I-5 インターネット通販における返品」、「I-7-5 インターネット・オークションと特定商取引法」について、平成25年2月の特定商取引法改正に伴い通達の名称が変更されたため、同通達を引用していた箇所について通達の表記を修正。